## 次期南相馬市高齢者総合計画の策定の概要について

# 1

### 計画策定の趣旨と位置づけ

「南相馬市高齢者総合計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく『市町村老人福祉計画』、介護保険法第117条に基づく『市町村介護保険事業計画』を一体的に策定するものである。現行の「南相馬市高齢者総合計画(第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画)」(平成30年度~平成32年度)の計画期間が終了となることから、これまでの計画を見直し、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする新たな「南相馬市高齢者総合計画」を策定する。

また、本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で策定する。

#### く「南相馬市高齢者総合計画」の位置づけ>

# 国の関係計画

県の関係計画





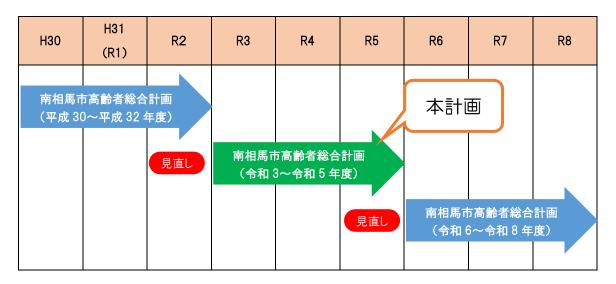
# 南相馬市復興総合計画後期基本計画

南相馬市高齢者総合計画 (高齢者福祉計画·介護保険事業計画)

# 本計画で定める主な内容

- 基本理念、基本目標、施策展開の方向性
- 計画期間における介護保険給付サービスの見込量
- 介護保険事業に係る給付費の見込み
- 計画期間における介護保険第1号被保険者保険料の設定 等

本計画の計画期間は、令和3年度~令和5年度の3年間とする。



3

### 国の動向と次期計画策定の主なポイント

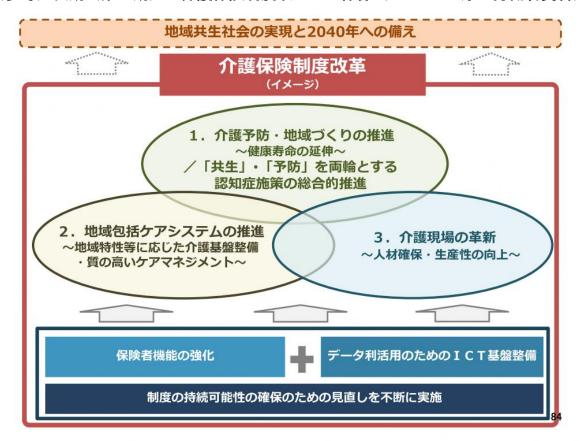
# 1 近年の状況・課題

- 2025 年 (令和7年) に団塊の世代が全て 75 歳以上となり、2040 年 (令和 22 年) には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急増が見込まれる。
- 保険者(自治体)ごとに、介護サービス利用者の増減に地域差がある。
- 2025 年以降は**現役世代(担い手)の減少**が顕著であり、**介護人材の不足**等、地域の 高齢者介護を支える人的基盤の確保が困難となる。

# 2 介護保険制度の見直し

近年の状況を踏まえて、介護保険部会(令和元年 12 月 27 日)では、3つの方針と、 それを推進するために重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示している。

#### (参考) 次期(第8期)の介護保険制度改正の全体像(R2.2.21 厚生労働省資料)



#### 介護保険制度改正の全体像

#### 【改革の目指す方向】

- ○地域共生社会の実現と2040年への備え
- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代(担い手)減少への対応

#### 【改革の3つの柱】※3つの柱は相互に重なり合い、関わり合う

- 1. 介護予防・地域づくりの推進~健康寿命の延伸~/「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- ・通いの場の拡充等による介護予防の推進
- ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等
- 2. 地域包括ケアシステムの推進〜地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント〜
- ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- 医療介護連携の推進

#### 3. 介護現場の革新~人材確保・生産性の向上~

- 新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
- ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等

#### 【3つの柱を下支えする改革】

- ○保険者機能の強化
  - ・保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化 ・PDCAプロセスの更なる推進
- ○データ利活用のためのICT基盤整備
  - ・介護関連データ(介護DB、VISIT、CHASE)の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備
- 制度の持続可能性の確保のための見直し
  - ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

# 1 計画策定懇談会(地域包括ケアシステム推進会議)

保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、関係団体の代表、被保険者の方々に委員 として参画いただく地域包括ケアシステム推進会義において、様々な見地から計画案を検 討する。

### 2 部会の設置

計画を策定するにあたり、上記推進会議の専門部会を活用し、それぞれの領域における 個別事業(取組)の見直し、目標・見込値の設定等について検討する。(介護保険部会を追加設置)

## 3 アンケート調査

令和2年1月に実施した、市民へのアンケート調査(高齢者の日常生活の状況、介護予防に対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などの把握)を活用する。

### 4 パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行う。

### 南相馬市高齢者総合計画策定スケジュール

(R2.6.30時点)

項目	令和元年度			令和2年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民アンケート調査 (介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査) (在宅介護実態調査)	→→調査実施	◆ 調査結果の 報告書作成	集計・分析・ (委託業者)												
現計画の検証及び課題の整理				<b>←</b>	況の検 <u> </u> 整理										
次期計画の策定				高幅	者人□・要	介護者等の対 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→ 註計  の作成  →	計画等	ミの作成	<b></b>	mic	計画案の調整	<ul><li>・庁議へ</li></ul>	付議 ∙議₂	へ報告
パブリックコメント										地域協	へ付議 → → 議会へ報告 ◆ → → →	の実施			
推進会議 (必要に応じ書面会議)						第1回		第2回	第3回			第4回			
専門部会 (必要に応じ書面会議)							1~	20							
計画書の印刷													計画書の	◆ 印刷•納品	(委託業者)